

## 教職員の懲戒処分について

教職員の不祥事案について、当該教職員に対し、以下のとおり処分を行いました。

市民の皆様に深くお詫びし、不祥事の再発防止に向け、より一層、教職員の服務規律の確保に努めます。

### 1 地方公務員法に基づく懲戒処分

処分内容	被処分者	概要	処分根拠
停職1月	市立学校 教頭 (41歳)	令和5年5月12日(金)、職場における有志の懇親会において、女性教職員1名に対し、腕や太ももを触ったり、顔を近づけたりするセクシュアルハラスメントを行った。	地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号に該当

### 2 地方公務員法に基づく分限処分

被処分者に対して、地方公務員法第28条第1項第3号により、本日付けで分限降任処分（教頭から教諭）を行った。

### 3 処分日

令和5年7月28日

問い合わせ先	担当課：教育委員会事務局 教職員人事部 教職員人事課 電話：072-228-7438 ファックス：072-228-7890
--------	---